

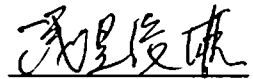
## 日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 中 村 順 一

競技種目： フロアボール

2008-006 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 20 年 11 月 21 日  
日本ドーピング防止規律パネル  
委員長 浅見 俊雄



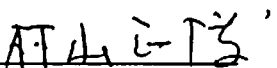
## 2008-006 事件 聴聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下、「本規程」と呼ぶ）8.3.2 条に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2008-006 事件の聴聞パネルは、競技会検査について、平成 20 年 11 月 21 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 20 年 11 月 21 日

早川 吉尚 

浅見 俊雄 

村山 正博 

### 記

#### 〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 条の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.1.1 条に従い、競技大会（2008 日本フロアボールリーグ平成 20 年 9 月 28 日競技大会）における個人の各競技結果はいずれも失効する。
- ・ 本規程 10.3 条及び本規程 10.8.1 条に従い、平成 20 年 11 月 21 日から 3 ヶ月間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・ 競技会検査で検出された物質「メチルエフェドリン」は、2008年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S6. 興奮薬」において尿中濃度 10  $\mu\text{g/ml}$  以上である場合に限り禁止物質とされており、本規程 2.1 条に定める「禁止物質」に該当する。本競技会検査では実際に 10  $\mu\text{g/ml}$  以上の尿中濃度で検出されており、これに対して競技者はB検体についての分析を要求せず、また、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 条の違反が認められ、また、本規程 10.1.1 条に従い、競技大会（2008 日本フロアボールリーグ平成 20 年 9 月 28 日競技大会）の個人としての各競技結果はいずれも失効することとなる（なお、団体に対する規律措置に関しては、本規程 11 条の要件を満たさない本件では講じられないこととなる）。
- ・ また、今回検出されたメチルエフェドリンは、「禁止物質」にあたるものである一方で、禁止表における「IV. 特定物質」でもあるところ、JADA、競技者本人、及び、競技団体関係者（日本フロアボール協会アンチドーピング委員会委員長）の証言、並びに、JADA から提出された文書（Doping Control Form 等）によれば、本件においては以下の各事実が認められる。
  - (1) 今回検出されたメチルエフェドリンは、競技者が治療のために用いていた経口薬の一つである「フスコデ」に含有する物質であるところ、競技者が当該経口薬以外に上記物質を含有する薬物を使用したことを証する証拠は存在せず、今回の違反は競技者が使用した当該経口薬に起因するものであることが合理的に推定される。
  - (2) 競技者は、当該経口薬を競技能力向上のために用いたものではなく、また、JADA からこれに反する具体的な主張は特段なされていない。
  - (3) また、10.5 条における資格停止期間の取消し又は短縮に関しても、本件はかつて医師により処方されたものではあるものの、その際に自身が競技者であることについて説明しておらず、しかも、処方からかなりの期間を経た後に自宅に残っていた薬を服用したというケースであり、明らかな過失がある以上、本条の適用を認めることはできない。以上の事情、及び、今回の違反が 1 回目の違反であることを勘案すると、本規程 10.3 条の定めに基づき、1 回目の違反として 3 ヶ月間の資格停止とするのが相当であると判断される。
- ・ 本件では本決定に至るまで暫定的資格停止はなされていない。したがって、資格停止期間の開始日については、規程 10.8.1 条に従い、本決定がなされた平成 20 年 11 月 21 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以上